

## 日高市木造住宅耐震改修補助制度

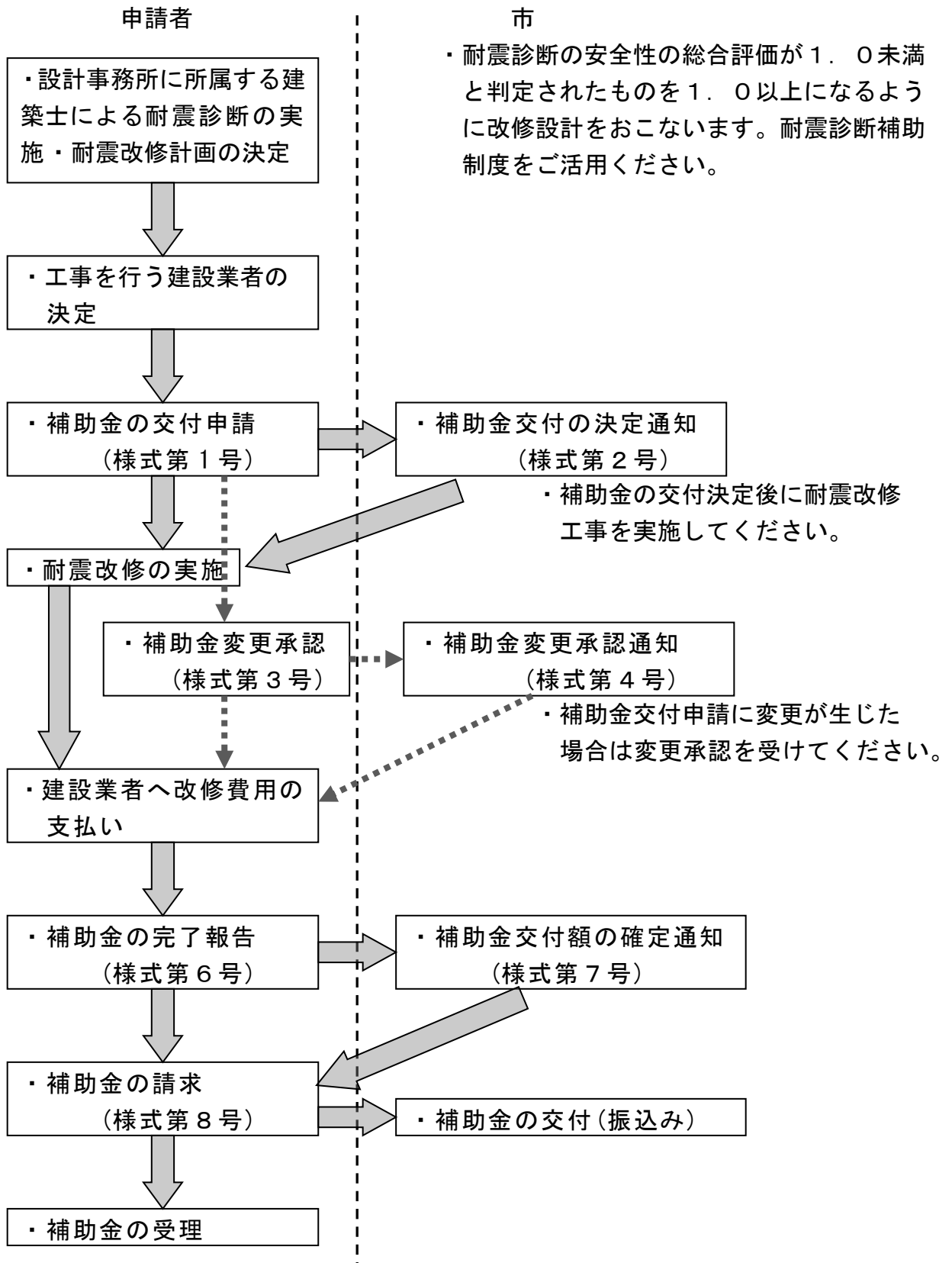


平成7年の阪神・淡路大震災で亡くなられた方の直接的な原因の9割は、住宅・建築物の倒壊によるものでした。また、東日本大震災のような大地震がいつどこで起こってもおかしくない状況です。

市では、快適に暮らせる安心・安全のまちをめざして、地震による建築物の倒壊被害を防ぐため、木造住宅の耐震改修を行う方に、改修費用の一部を補助します。

都市計画課では、木造2階建以下で、かつ、500㎡以下の木造住宅の無料簡易耐震診断や木造住宅耐震診断補助制度も行っています。  
注：都市計画課で行う無料簡易診断の結果だけでは、改修工事の補助金は交付できませんので専門家による耐震診断を受けてください。

# 1 手続きの流れ



※ 補助金が当該事業年度の予算枠を超えた場合は、その時点で終了となります。また、完了報告(様式6号)が申請した年度の2月末までに提出できるような改修工事を計画してください。

## 2 補助対象建築物

市内の木造建築物で次に掲げるすべての要件に該当するもの

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅又は兼用住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの
- (2) 木造在来軸組工法(伝統的構法を含む)又は木造枠組壁工法(ツーバイフォー)で建築されたもの
- (3) 階数が地上2階以下のもの
- (4) 耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満と判定されたもの

## 3 補助対象者

補助対象建築物を所有し、申請時に納期が到来している市税の滞納がない方

## 4 改修を行う者

建設業法に基づく建設業者

## 5 対象となる耐震改修

平成18年国土交通省告示第184号に基づく方法により、建築物の地震に対する安全性の総合評価が1.0未満の建築物について、建築士法に規定する建築士事務所に所属している建築士が安全性の総合評価について1.0以上になるように行った改修設計に基づき、建設業法に規定する建設業者が工事を実施するもの

## 6 補助金額

耐震改修に要した費用(1平方メートルにつき3万2千6百円を限度とする)の2分の1で、かつ、上限50万円となります。また、上限50万円となった場合に限り、市内業者により耐震改修を行う場合はその上限額に10万円を加算して60万円となります。

〔耐震改修費用〕×1/2＝〔補助金額(1,000円未満切捨て)〕

- ・延床面積100㎡、耐震改修に要した費用が100万円の場合  
100万円×1/2＝50万円 → 50万円(上限)  
100万円×1/2＝50万円+10万円(市内業者) → 60万円(上限)
- ・延床面積100㎡、耐震改修に要した費用が82万円の場合  
82万円×1/2＝41万円 → 41万円

## 7 補助金の交付申請

### 【補助金の交付申請に必要な書類】

- (1) 日高市木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 耐震診断の結果報告書の写し
- (4) 耐震改修後の耐震診断の総合評価、補強方法を示す設計図書等耐震改修計画の内容がわかるもの
- (5) 工事見積書の写し
- (6) 工事を実施する建設業者の建設業許可証の写し
- (7) 本人以外の方が交付申請をする場合は、本人の委任状

## 8 補助金の変更承認申請

### 【補助金の変更承認申請に必要な書類】

- (1) 日高市木造住宅耐震改修補助金変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 本人以外の方が交付申請をする場合は、本人の委任状
- (3) 上記「補助金の交付申請に必要な書類」(2)から(6)のうち変更する書類

## 9 耐震改修の完了報告

### 【耐震改修の完了報告に必要な書類】

- (1) 日高市木造住宅耐震改修補助金実績報告書（様式第6号）
- (2) 耐震改修に要した費用の内訳書及び契約書の写し
- (3) 耐震改修に要した費用の領収書の写し
- (4) 工事の内容がわかる工事状況写真等
- (5) 本人以外の方が交付申請をする場合は、本人の委任状

## 10 補助金の請求

### 【補助金の請求に必要な書類】

- (1) 日高市木造住宅耐震改修補助金請求書（様式第8号）
- (2) 本人以外の方が請求書を提出する場合は、本人の委任状

問合せ・申込先  
日高市都市計画課建築指導担当  
〒 350-1292  
住所 日高市大字南平沢 1020 番地  
電話 042-989-2111 内線 3354

